

◎新潟県告示第178号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 五箇地区 第1次、第2次境界測量業務委託）
- 2 作業期間 令和7年3月1日から令和7年6月30日まで
- 3 作業地域 新潟県五泉市中名沢、長橋、笹野町、青橋地内